

京都市訓令甲第 16 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

第1条 京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項桃陽病院の目中

「

交替に 午前8時30分から午後5時15分 まで 正午から午後8時45分まで 午後4時30分から翌日の午前1時 15分まで 午前0時30分から午前9時15分 まで	一般職員に同じ
交替に 午前8時30分から午後5時15分 まで 午前9時から午後5時45分まで	

を

」

「

交替に 午前8時30分から午後5時15分 まで 正午から午後8時45分まで 午後4時30分から翌日の午前9時 15分まで 午前0時30分から午前9時15分 まで	一般職員に同じ。た だし、午後4時30 分から翌日の午前9 時15分までの勤務 については、1時間 15分
交替に 午前8時30分から午後5時15分 まで 午前9時から午後5時45分まで	一般職員に同じ

に改める。

」

第2条 京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表美術館副館長及び事務局長の項を次のように改める。

デジタル化戦略推進室に属する職員	デジタル化戦略推進室デジタル化企画課長
美術館副館長及び事務局長	美術館事務局長

別表総合企画局の款情報化推進室の項中「情報化推進室」を「デジタル化戦略推進室」に、

「

交替に	交替に
-----	-----

「

午前8時30分から午後5時15分まで

午後1時から午後9時45分まで

を

午前8時30分から午後5時15分まで

午前8時45分から午後5時30分まで

午後1時から午後9時45分まで

に改める。

別表保健福祉局の款医療衛生推進室の項医療衛生企画課の目中

「

斎場に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日及び1月1日
老人福祉法等に定める施設等に対する新型コロナウイルス感染症に係る検査の調整に関する業務 (以下この目において「検査調整業	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日、4週間を通じて4日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。ただし、医療衛生企画課の職員に兼職されて検査

を

務」とい う。)に 従事する 職員		調整業務に 従事する職 員並びに本 来区役所及 び区役所支 所を勤務公 署とする職 員にあって は、一般職 員に同じ
----------------------------	--	---

」

「

齋場に勤 務する職 員	午前8時30分から午後5 時15分まで	一般職員に 同じ	4週間を通 じて8日及 び1月1日
-------------------	------------------------	-------------	-------------------------

に改める。

」

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項桃陽病院の目中「午前0時30分から午前9時15分まで」を削り、「、午後4時30分から翌日の」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令中第1条の規定は令和6年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定の施行の日前から引き続く勤務に関する同条の規定による改正後の京都市職員の勤務時間等に関する規程の規定の適用については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)